富里市男女共同参画計画（第2次）
〈改訂版〉

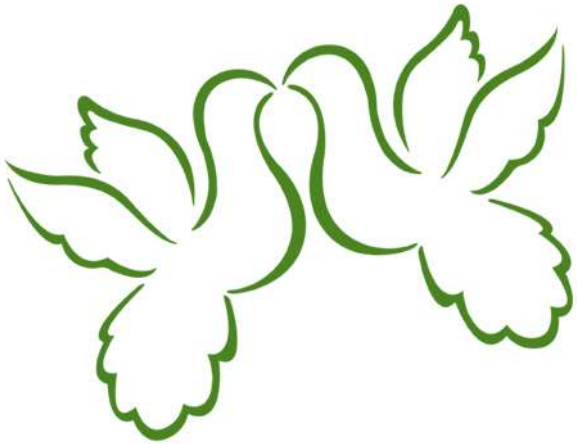

平成３０年３月

千葉県富里市

はじめに

本市では、これまで男女共同参画に関する取組として、平成15年３月に「富里市男女共同参画計画」（平成15年～平成24年度）や平成25年３月に「富里市男女共同参画計画（第２次）」（平成25年度～平成34年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、各施策を展開してまいりました。

このような中、平成27年８月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立し、「女性活躍」「働き方改革」「多様性（ダイバーシティ）」といった言葉が強調され、これまで以上に男女共同参画が注目を集めております。

本市においても、本年度は現行計画の中間年に当たることから、時代の流れに沿うよう改訂を行い、「女性活躍推進法」に基づく推進計画としても位置付けることにいたしました。

施策等の見直しに当たっては、社会情勢の変化や、国・県の動向、本市の現状、平成28年12月に実施した男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査の結果を踏まえ、４つの新規施策を追加するとともに、６７の既存施策において内容の変更や新たに事業項目・数値目標を設定するなど、内容の充実を図りました。

男女共同参画の視点を、家庭や地域、企業、行政などあらゆる分野において取り入れていくことで、一人一人の幸福感が高められ、本計画の基本目標である「一人一人が活きる男女共同参画社会づくり」につながっていくと考えております。計画の推進には、官民ともに力を合わせて取り組みを進めていくことが大切ですので、皆様の一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年３月

富里市長　相川勝治

目次

１　計画の改訂に当たって

１　計画の見直しの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　計画の期間・・・２
４　基本目標・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　計画の内容

１　計画の体系図・・４
２　基本方針と施策の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３　具体的施策・・・19
４　女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に該当する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

参考資料

・富里市男女共同参画計画（第２次）改訂版の策定体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
・富里市男女共同参画計画（第２次）改訂版策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
・富里市男女共同参画推進本部設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
・富里市男女共同参画研究班設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
・富里市男女共同参画社会づくり懇談会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
・用語解説・・・44

１　計画の改訂に当たって

１　計画の見直しの趣旨

本市では、平成15年に「富里市男女共同参画計画」（計画期間　平成15年度～24年度）を策定し、平成25年に内容を更に充実させた「富里市男女共同参画計画（第２次）」（計画期間　平成25年度～34年度）を策定することにより、男女共同参画社会の実現に向け、各施策の推進に取り組んできました。

現行計画の策定から５年が経過し、少子高齢化の進展や労働人口の減少など社会経済情勢がめまぐるしく変化する中で、新たな課題に対応し、男女がお互いの違いを認め、性別に関わりなく尊重しあい、協力しながら、子どもたちが将来誇れる「ふるさと　富里」を築いていくため、これまでの成果と課題を踏まえつつ、「富里市男女共同参画計画（第２次）」の一部を見直し、新たな施策を加えて総合的に男女共同参画社会の実現に向けた各施策を推進していきます。

見直しに当たっては、市民の意識の変化を捉えるため、平成28年12月に無作為に抽出した20歳以上の市民2,000人を対象に「富里市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」を実施するとともに、「富里市男女共同参画社会づくり懇談会」から貴重な御意見をいただきながら、国の「第４次男女共同参画基本計画」と県の「第４次千葉県男女共同参画計画」を踏まえつつ、現在の急速な社会経済状況の変化で生じた新たな課題にも対応できるよう見直しを行い、「富里市男女共同参画計画（第２次）改訂版」を策定しました。

- 女性活躍推進法に基づく推進計画に該当する施策・・・21
- 新規に追加した施策・・・４
- 施策内容を変更したり、新たに事業項目・数値目標を設定した施策・・・67
- 見直し前の計画では、97 の施策がありましたが、数値目標を設定している施策は 44 となっていました。今後、５年間にわたり計画の進捗状況を管理していくため、また、各施策が効果的に実施されているかを把握する上で、数値目標の設定は重要です。富里市男女共同参画計画（第２次）改訂版では、101 の施策中、92 の施策に数値目標を設定しています。

２　計画の位置付け

（１）　この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第３項の規定に基づく基本計画として位置付けます。

（２）　この計画は、平成13年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆるＤＶ防止法）」第２条の３第３項の規定に基づくＤＶ基本計画として位置付けます。

（３）　この計画は、平成27年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（いわゆる女性活躍推進法）」第６条第２項の規定に基づく推進計画として位置付けます。

（４）　この計画は、国の第４次男女共同参画基本計画や第４次千葉県男女共同参画計画を踏まえるとともに、富里市総合計画後期基本計画（平成28年度～平成32年度）との整合性を図りながら、男女共同参画社会づくりを推進していくための計画です。

３　計画の期間

富里市男女共同参画計画（第２次）の計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間ですが、平成29年度は計画の中間年となることから、国・県の動向や社会情勢、市民意識の変化やニーズを踏まえるため見直しを行い、本改訂版（平成30年度から平成34年度）に基づき、計画の更なる効果的な推進を図っていきます。

４　基本目標・基本方針

この計画は、性別にかかわらずお互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的・経済的・社会的・文化的利益を享受することができ、なおかつともに責任を担う社会づくりを推進することを目的とし、男女共同参画基本法の基本理念である５つの柱「男女の人権の尊重」「社会における制度・慣行についての配慮」「政策等の立案・決定への共同参画」「家庭生活における活動とほかの活動の両立」「国際協調」に則り、「一人一人が活きる男女共同参画社会づくり」を基本目標に、５つの基本方針から構成しています。

〈基本目標〉

一人一人が活きる男女共同参画社会づくり

〈基本方針〉

1　男女の人権が尊重される社会をつくる
2　一人一人の個性を認め合う社会をつくる
3　あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる
4　だれもが働きやすい社会をつくる
5　だれもが安心して暮らせる社会をつくる

２　計画の内容

１　計画の体系図

基本目標：一人一人が活きる男女共同参画社会づくり

基本方針	施策の方向
1　男女の人権が尊重される社会をつくる	（１）性差による人権侵害を許さない社会環境づくり
	（２）性差による暴力等の根絶
	（３）DVに関する相談・支援体制の充実
	（４）メディアにおける女性や子どもの人権への配慮
	（５）性の商品化を防ぐための意識啓発
2　一人一人の個性を認め合う社会をつくる	（１）男女平等意識の醸成
	（２）家庭・地域における学習機会の充実
	（３）学校等における男女平等教育の充実
3　あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる	（１）市政への女性参画の推進
	（２）政策・方針決定への女性参画の推進
	（３）男女共同参画の視点に立った協働のまちづくりの推進
	（４）防災・減災への男女共同参画の推進
4　だれもが働きやすい社会をつくる	（１）雇用の機会、条件の改善
	（２）働く場の環境整備
	（３）家内就労者の条件整備
	（４）ワーク・ライフ・バランスの推進
5　だれもが安心して暮らせる社会をつくる	（１）子育てへの支援
	（２）健康づくりの推進
	（３）ライフステージに適した福祉の推進
	（４）国際交流の推進

２　基本方針と施策の方向

（１）男女の人権が尊重される社会をつくる

人権の尊重は、男女共同参画社会の実現に必要不可欠なものです。すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。しかし、残念なことに暴力は様々な形で存在し続けています。どのような形や理由であっても、暴力は重大で深刻な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

近年ではドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）や児童虐待などがエスカレートした結果、被害者が亡くなるなどの重大な事件に発展するケースも存在します。ＤＶは密室で起こることが多く、発見されにくく潜在化してしまうという問題があります。暴力が家庭内で起きた場合、同居する子どもの心にも深刻な影響を及ぼすばかりでなく、子どもへも暴力が及ぶ場合もあり、ＤＶと児童虐待は密接に関連していると言えます。それらの暴力の根絶に向けて広報・啓発活動を続けるとともに、子どもたちが加害者や被害者にならないよう学校現場等で予防教育を実施したり、年々増加傾向にある相談や事例について早期発見・早期対応・生活再建支援など総合的な支援が行えるよう、相談体制の充実に努めます。

① 性差による人権侵害を許さない社会環境づくり

② 性差による暴力等の根絶

③ ＤＶに関する相談・支援体制の充実

④ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

⑤ 性の商品化を防ぐための意識啓発

【多様化するＤＶ】

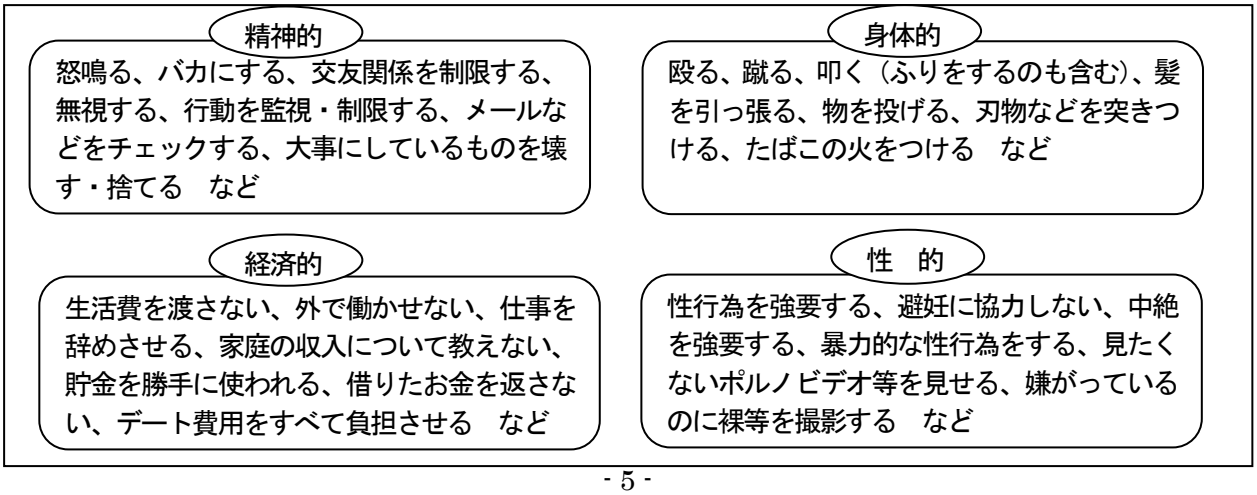

【表１】

■ＤＶを受けた経験について（全体）　　※（　）内の数値は前回調査（平成23年度）

項　目	何度かあった	１・２回あった	ない	無回答
身体的暴力	4.1% (5.5%)	6.3% (8.1%)	84.5% (80.6%)	5.1% (5.8%)
精神的暴力	15.0% (14.4%)	10.4% (12.0%)	69.5% (66.8%)	5.1% (6.8%)
経済的暴力	3.6% (4.6%)	1.4% (2.2%)	89.2% (85.2%)	5.9% (8.0%)
性的暴力	3.9% (3.0%)	1.7% (1.9%)	88.3% (86.9%)	6.2% (8.1%)
子どもを巻き込んだ暴力	1.1% (1.3%)	2.0% (2.8%)	90.8% (86.9%)	6.2% (9.0%)

「ＤＶを受けた経験」について、前回調査では、いずれかの暴力を「受けたことがある」と回答した人は55.8%で、今回調査では49.5%となっています。いずれの調査においても、精神的暴力を「受けたことがある」と回答した人の割合が高い状況にあります。

【グラフ１】

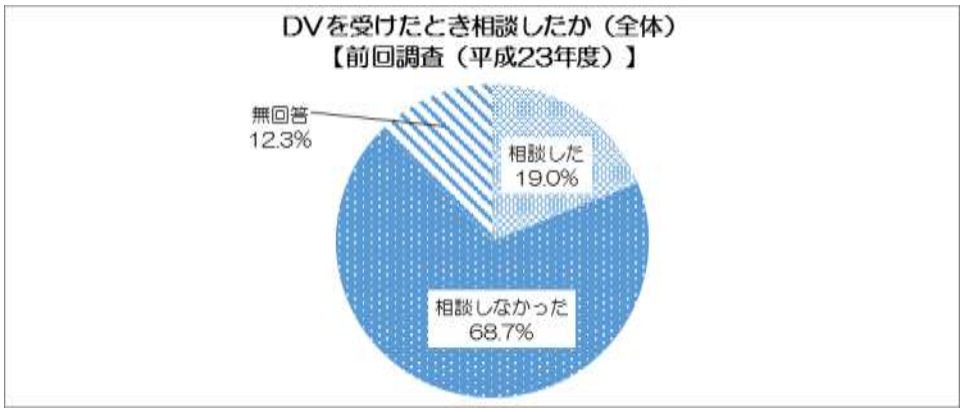

【グラフ２】

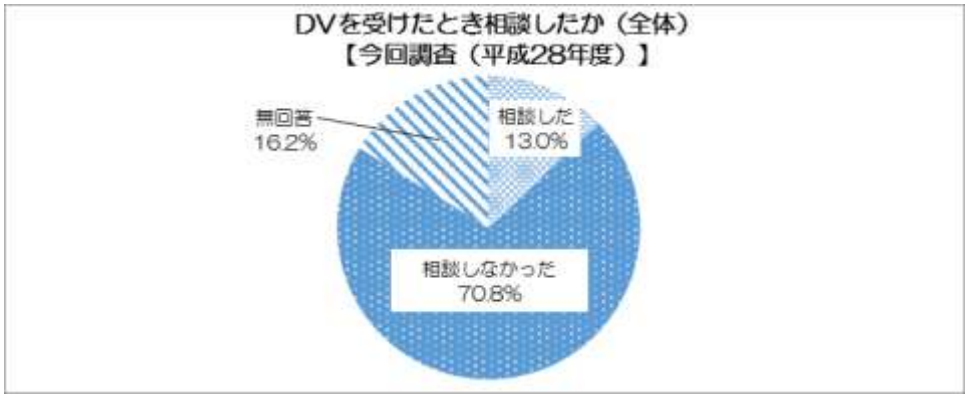

ＤＶを「受けたことがある」と回答した人に、被害の相談の有無について質問したところ、「相談しなかった」と回答した人の割合が依然として高く、前回調査時よりも増加しています。

【グラフ３】

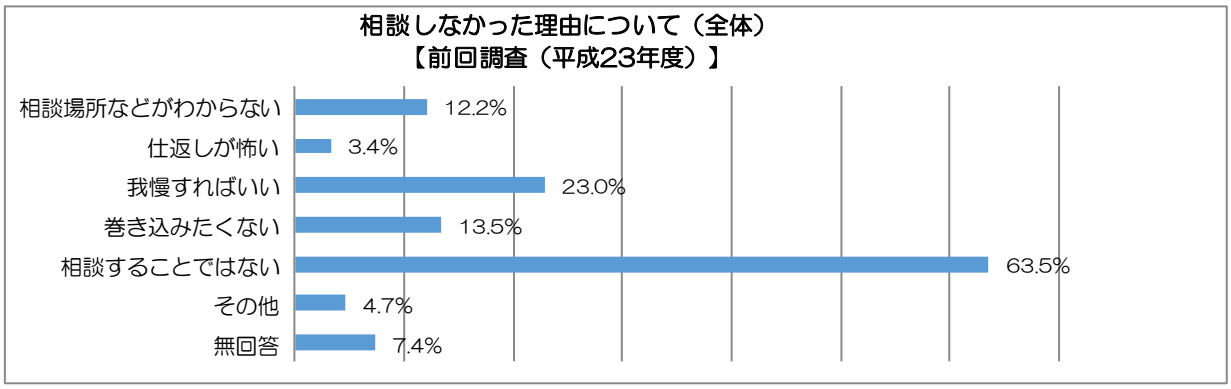

【グラフ４】

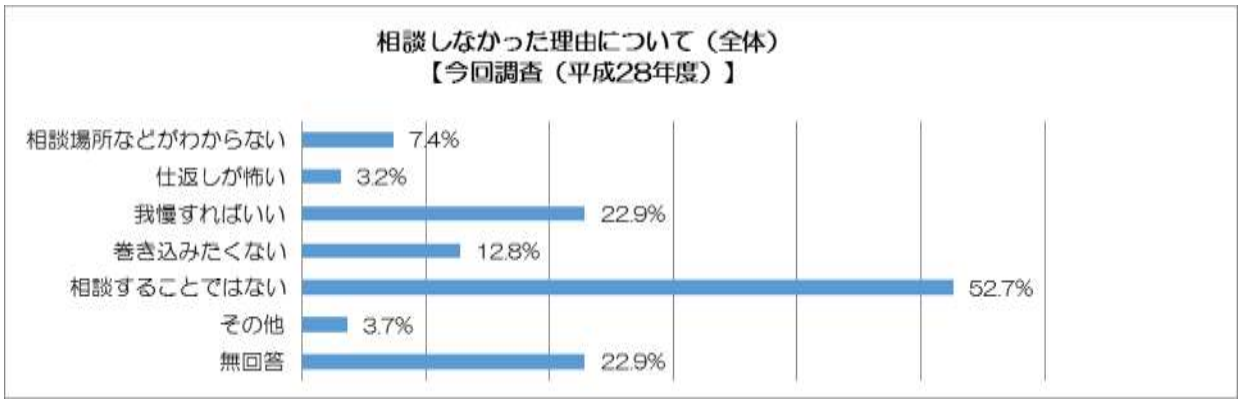

相談しなかった理由は、いずれの調査においても「相談することではない」と回答した人の割合が一番多く、次いで多かったのは、いずれの調査においても「我慢すればいい」と回答した人の割合でした。無回答の割合も多くなっていることから、ＤＶに対して「内輪のもめごと」などと捉えている人や、個人で抱え込んでしまう人が多いことが読み取れます。

【グラフ5】

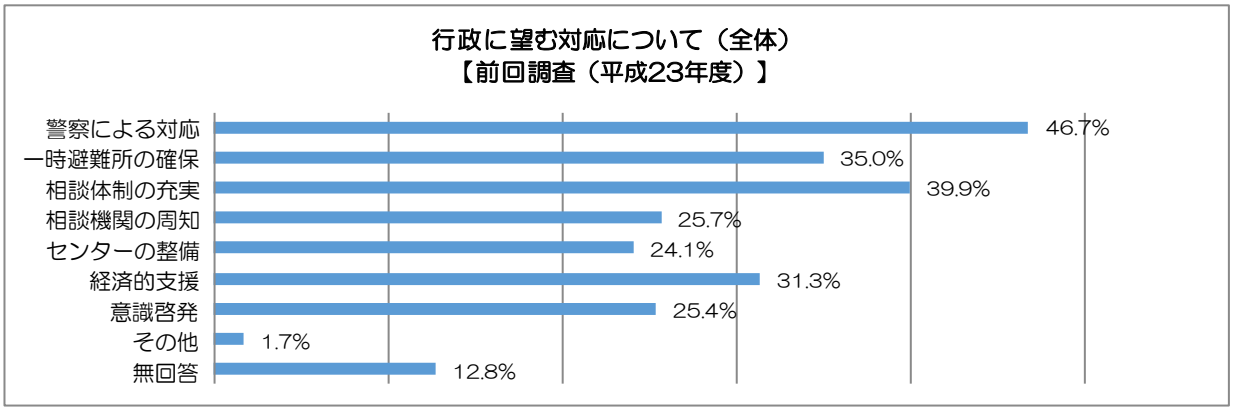

【グラフ6】

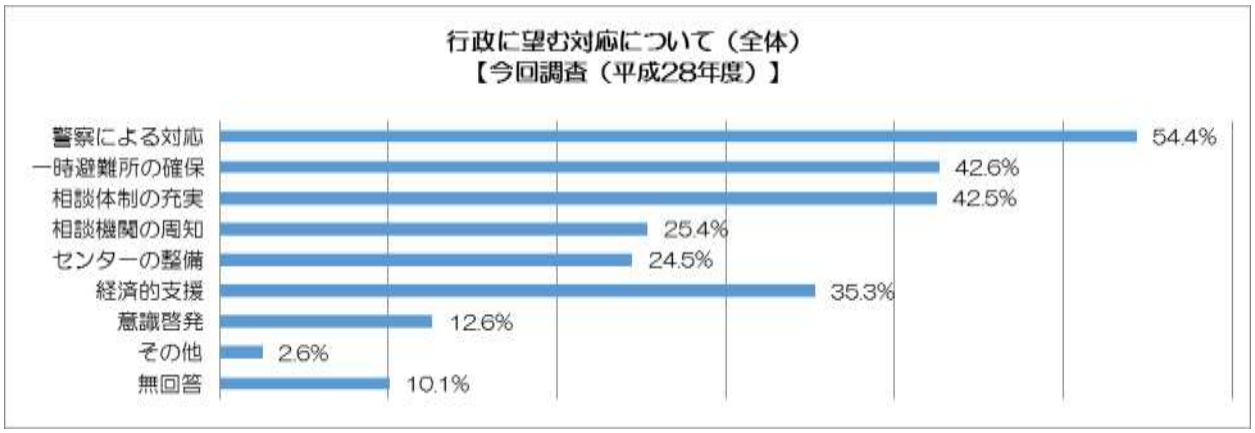

前回調査と同様に、「警察による対応」を望む割合が最も多い一方で、「一時避難所の確保」「相談体制の充実」「経済的支援」を望む割合が増加しているのがわかります。

（２）一人一人の個性を認め合う社会をつくる

1999年に男女共同参画社会基本法が制定されてから18年が経過しましたが、男女に限らず、男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要なことであるということが十分に理解されていないのが現状です。本市においても平成28年12月に行った「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」で、「全体的に平等になっていない」と回答した人の割合が約５割を占めており、「どちらともいえない」と回答した人の割合を含めると約８割に上ります。

古くから伝わるしきたりや慣行等の影響もあり、人々の中に長い時間をかけてつくられた固定的な性別役割分担意識は、時代とともに変化しつつありますが、いまだに根強く残っている部分もあるようです。こういった男女間の不平等感を払拭するばかりでなく、子ども、若年層、高齢者、障がい者、外国人等あらゆる立場の人々にとって男女共同参画が必要であることを誰もが共感できるよう、継続して男女共同参画の理念を広めていくことが重要です。

① 男女平等意識の醸成

② 家庭・地域における学習機会の充実

③ 学校等における男女平等教育の充実

【グラフ7】

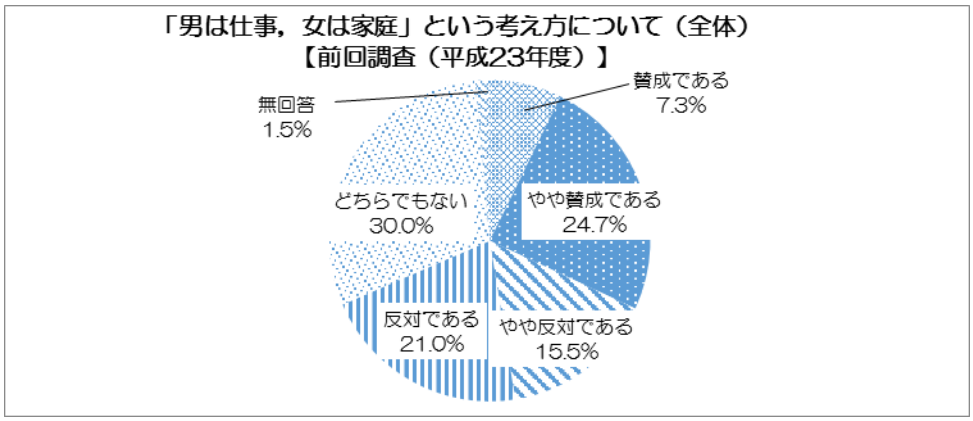

【グラフ8】

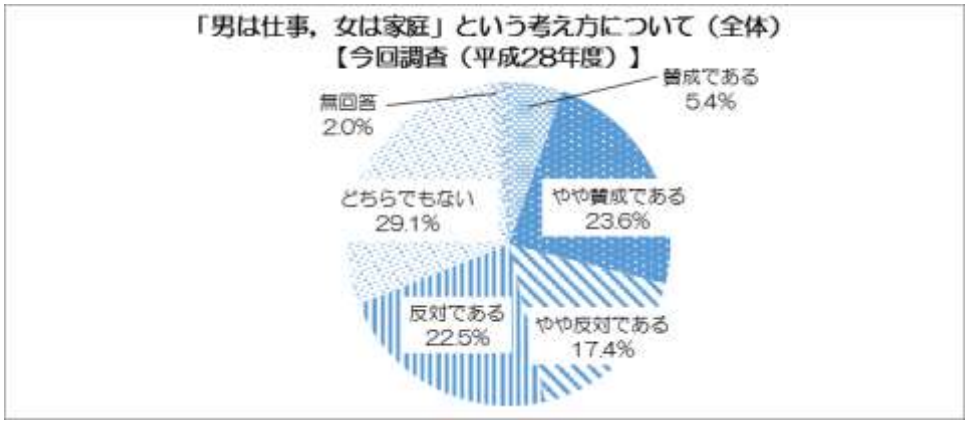

「男は仕事、女は家庭」という考え方に「やや反対である」「反対である」と回答した人の割合を合わせると、前回調査では36.5%、今回調査では39.9%となっており、3.4ポイント増加しています。

【表2】

■男女平等意識について（全体）　　※（　）内の数値は前回調査（平成23年度）

項　目	平等になっている	平等になっていない	どちらともいえない	無回答
家庭	46.4% (45.4%)	27.6% (29.2%)	23.0% (22.2%)	3.0% (3.2%)
学校教育	41.7% (41.9%)	15.6% (14.1%)	32.4% (32.4%)	10.2% (11.6%)
職場	23.1% (21.3%)	42.5% (40.8%)	25.5% (27.6%)	8.9% (10.3%)
地域活動	28.8% (26.3%)	25.7% (28.2%)	38.9% (38.6%)	6.6% (7.0%)
法律や制度	21.2% (23.8%)	40.7% (38.8%)	30.9% (29.8%)	7.2% (7.7%)
政治や政策決定の場	17.6% (19.3%)	45.0% (42.1%)	30.3% (31.3%)	7.1% (7.3%)
社会の慣習や慣行	9.2% (10.3%)	55.4% (55.7%)	29.3% (27.1%)	6.2% (6.8%)
男性の女性に対する意識のなかで	13.5% (15.4%)	55.6% (51.8%)	23.1% (27.0%)	7.8% (5.8%)
女性自身の意識なかで	12.9% (12.3%)	48.0% (42.7%)	30.0% (34.4%)	9.0% (10.6%)
全体的	12.3% (15.1%)	49.5% (43.8%)	31.5% (35.7%)	6.6% (5.4%)

前回調査時よりも「家庭のなか」「職場のなか」「地域活動のなか」で「平等になっている」と回答した人の割合が増加しています。一方で、「法律や制度のうえで」「政治や政策決定の場で」「社会の慣習や慣行のなかで」では「平等になっている」と回答した人の割合が減少しています。

【グラフ９】

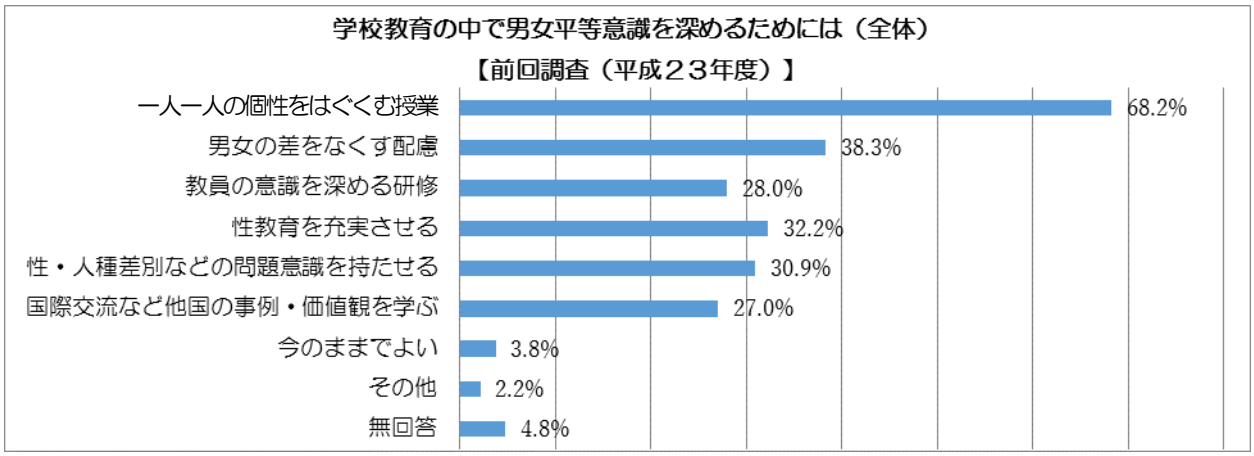

【グラフ10】

「一人一人の個性をはぐくむ授業」の割合が最も多くなっています。「性・人種差別などの問題意識を持たせる」とした割合が、前回調査では30.9%なのに対して今回調査では36.3%となっており、5.4ポイント増加しています。性差をはじめ、お互いの違いを認識したうえで、一人一人の個性を育み活かせる社会の実現が望まれます。

（３）あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる

男女共同参画社会を形成するためには、社会のあらゆる分野で男女が対等なパートナーとして活動に参画し、責任をともに担っていくことが重要です。また、将来にわたり持続可能で暮らしやすいばかりでなく、多様性に富んだ活力ある地域社会を築いていくためには、多様な視点の導入や新たな発想を取り入れ、女性の活躍をあらゆる分野において進めることが大切です。

女性の参画は様々な分野で進んできてはいますが、本市の審議会、委員会等の女性委員の登用率は平成27年４月１日時点では23%、平成28年４月１日時点では25%、平成29年４月１日時点では23%であり、20%台を推移している状況であるため、市政への女性参画が十分に進んでいるとは言えないため、引き続き女性登用の推進に向け取り組んでいきます。

また、女性の能力開発や養成にも取り組み、あらゆる場面で共同参画できる社会づくりに繋げていきます。

① 市政への女性参画の推進

② 政策・方針決定への女性参画の推進

③ 男女共同参画の視点に立った協働のまちづくりの推進

④ 防災・減災への男女共同参画の推進

【グラフ11】

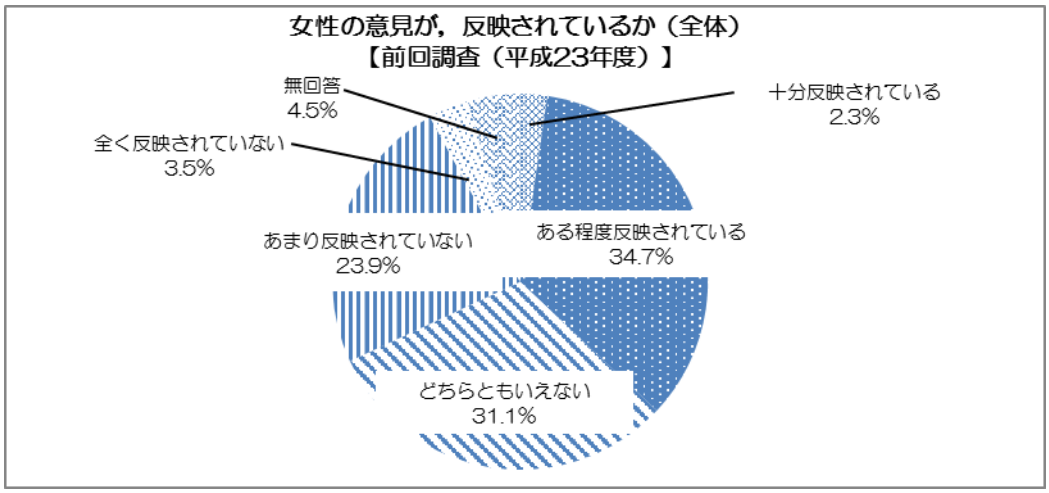

【グラフ12】

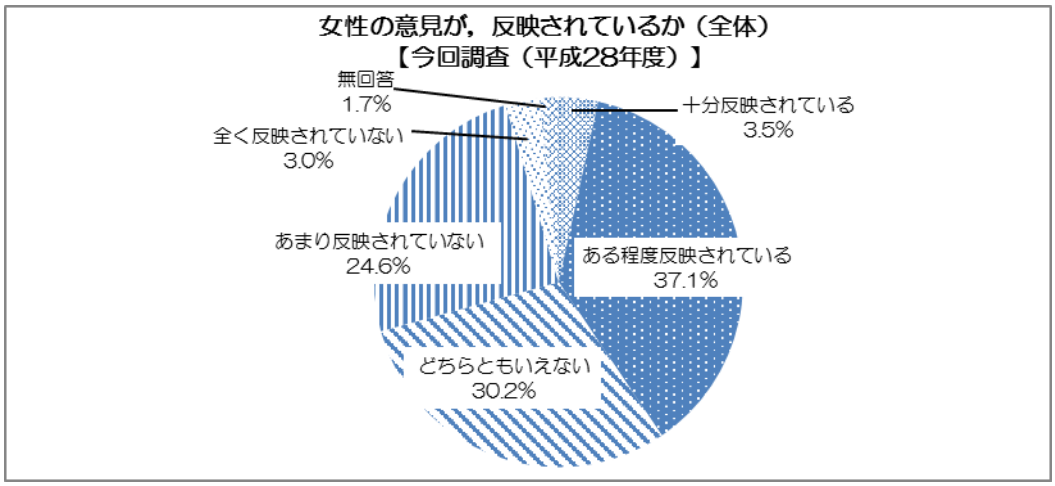

女性の意見が「反映されている」とする割合は、前回調査では37.0%で、今回調査では40.6%となっており、いずれも半数に満たない状況ではあるものの、「ある程度反映されている」と回答した人の割合は、前回調査では34.7%であったのが、今回調査では37.1%となっており2.4ポイント増加しています。

（４）だれもが働きやすい社会をつくる

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの整備により、法制面では労働条件が保障されるようになり、女性労働者を取り巻く環境は一定の改善は見られるものの、いまだに結婚や出産・育児、介護を理由に退職する女性が多く見られます。

また、採用・待遇・昇進などにおいても男女の格差が残っており、就業している女性の中には男性に比べて非正規雇用の割合が高く、正規雇用と非正規雇用の賃金格差が男女間の賃金格差の一因となっていると考えられます。こうした背景を踏まえ、再就職や継続就業を望む女性や、困難な状況にある若年層の就業支援などに取り組むとともに、農業や商工業などの分野における女性や若年層の労働環境整備を通じて、ワーク・ライフ・バランスの推進に繋げていきます。

① 雇用の機会、条件の改善

② 働く場の環境整備

③ 家内就労者の条件整備

④ ワーク・ライフ・バランスの推進

【グラフ13】

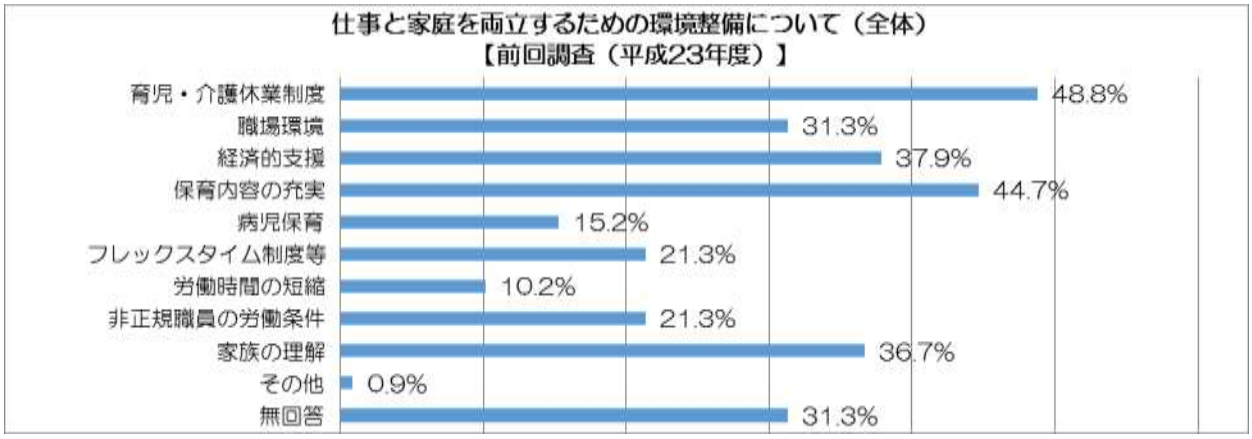

【グラフ14】

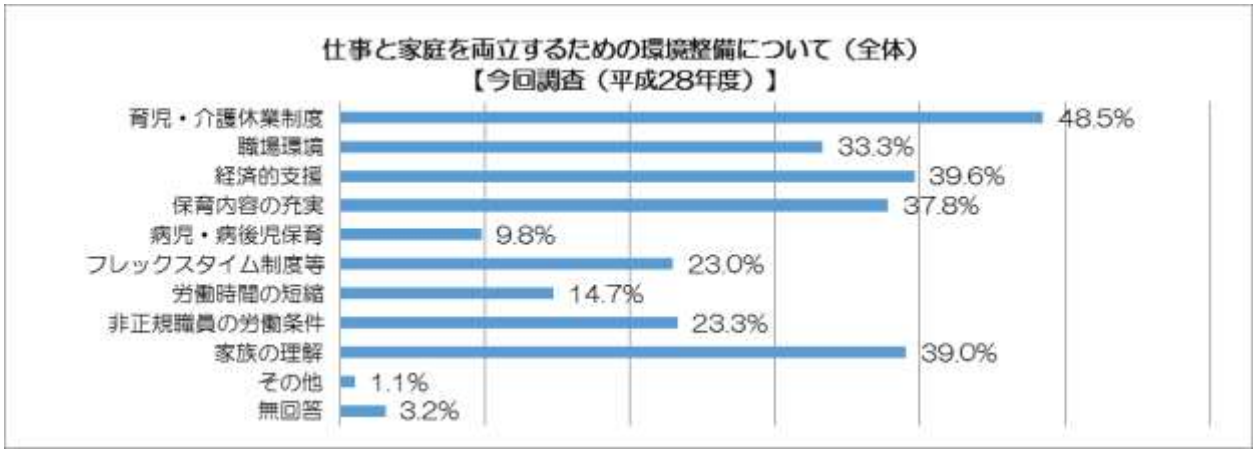

いずれの調査においても「育児・介護休業制度」と回答した人の割合が最も多くなっています。前回調査と今回調査を比べると、「職場環境」「経済的支援」「非正規職員の労働条件」と回答した人の割合が増加しているのがわかります。一方で、「家族の理解」と回答した人の割合も増加しています。

【グラフ15】

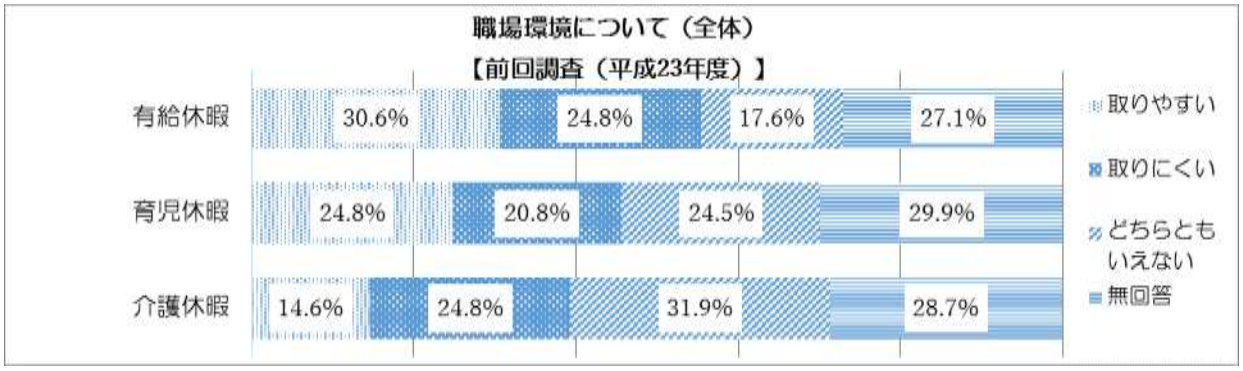

【グラフ16】

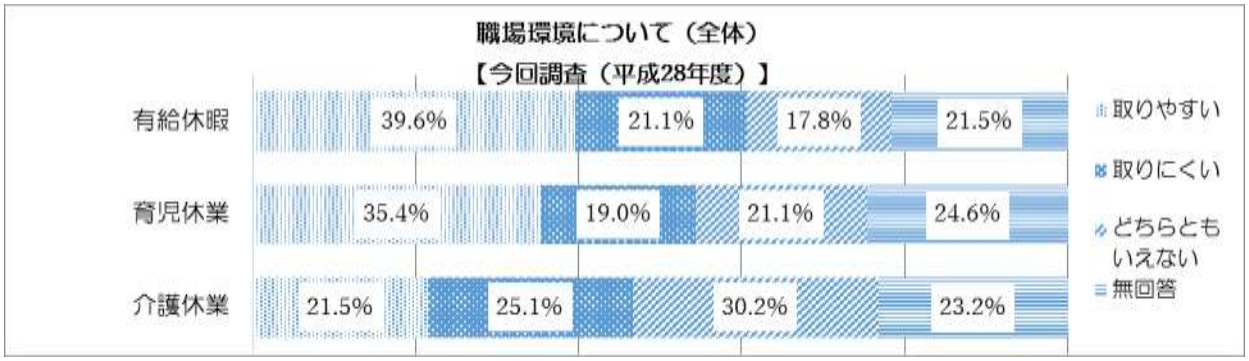

いずれの調査においても他の休暇に比べて「介護休暇」について「取りにくい」と感じている人の割合が多いことがわかります。また、いずれの調査においても「有給休暇」について「取りやすい」と感じている人の割合が半数にも満たないことがわかります。

【表３】

■家庭における役割分担について（全体）　　※（　）内の数値は前回調査（平成23年度）

項　目	男性	女性	男女同程度	該当する家族がいない	無回答
食事の準備・後片付け	5.6% (7.4%)	74.5% (73.9%)	17.6% (15.2%)	(1.0%)	2.4% (2.5%)
部屋の掃除	9.5% (9.7%)	67.4% (70.1%)	20.4% (16.8%)	(1.2%)	2.7% (2.2%)
衣類の洗濯	7.5% (7.0%)	77.0% (78.8%)	13.1% (11.5%)	(0.7%)	2.4% (2.0%)
風呂の準備・掃除	20.6% (20.2%)	53.0% (58.1%)	24.3% (18.1%)	(1.3%)	2.1% (2.3%)
食料品・日用品の買い物	7.8% (8.9%)	59.2% (60.2%)	31.1% (27.7%)	(0.7%)	2.0% (2.5%)
日常の家計管理	13.1% (13.5%)	66.8% (68.8%)	17.7% (12.8%)	(2.0%)	2.4% (2.9%)
育児（しつけ）・教育	1.5% (2.5%)	35.4% (32.2%)	19.4% (23.7%)	40.7% (31.1%)	3.0% (10.6%)
学校行事への参加	2.7% (2.3%)	38.7% (40.3%)	12.3% (11.0%)	42.9% (35.0%)	3.3% (11.3%)
高齢者や病人の世話	2.9% (3.8%)	29.9% (25.8%)	12.6% (11.2%)	50.8% (47.9%)	3.9% (11.3%)
近所づきあい	11.3% (11.0%)	45.6% (41.5%)	39.2% (35.7%)	(8.7%)	3.9% (3.0%)

前回調査時よりも、家庭における役割分担について「男女同程度」と回答した人の割合が増加したことがわかります。一方で、まだまだ女性にかかる負担が大きいこともわかります。

（５）だれもが安心して暮らせる社会をつくる

少子高齢化が進展するとともに核家族化が進むなど地域社会における人間関係も希薄になり、子育ての悩みを相談する相手が身近にいないなどの現状があります。社会全体で子育てに対する支援を行う体制を作り、子どもを安心して産み育てられる環境の整備を促進していくことが重要です。このことは、女性が職業生活等において活躍し続ける上でも、とても重要と考えることができます。加えて、ひとり親家庭では仕事、家事、育児をすべてひとりで担う必要があり、経済・教育面等で不安や負担が大きくなっています。多くのひとり親家庭では経済的に厳しい状況に置かれており、安定した生活と子どもの健全な成長のための経済的支援と自立に向けた就労支援が必要です。

また、高齢者や障がい者福祉の充実、外国人への支援を図ることにより、高齢者や障がい者、外国人が社会参加の機会を持ち、地域社会において孤立することなく地域住民と関係を持ちながら、安心して暮らすことができるよう支援することが必要です。

① 子育てへの支援

② 健康づくりの推進

③ ライフステージに適した福祉の推進

④ 国際交流の推進

【グラフ17】

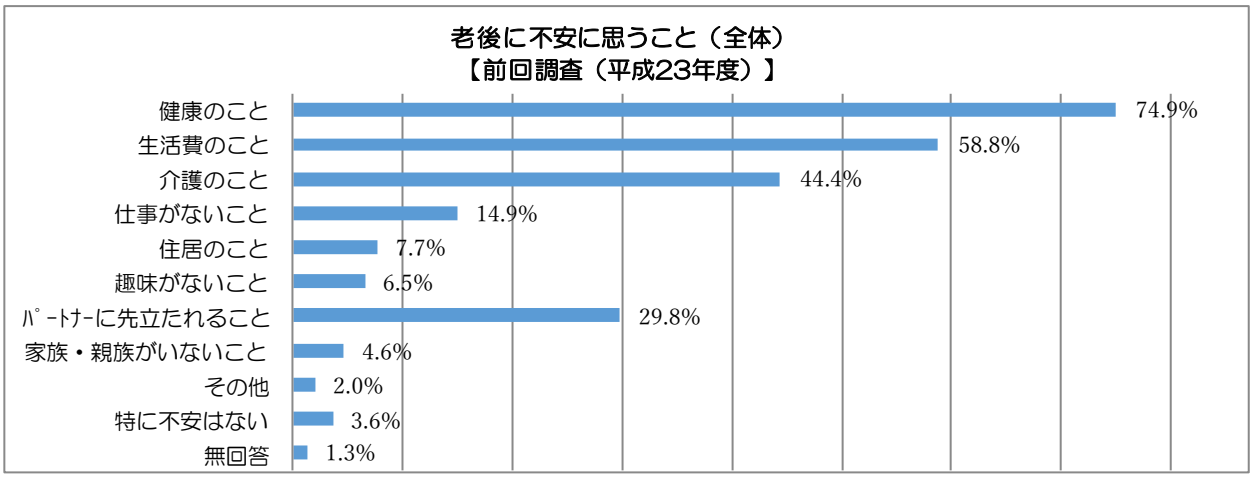

【グラフ18】

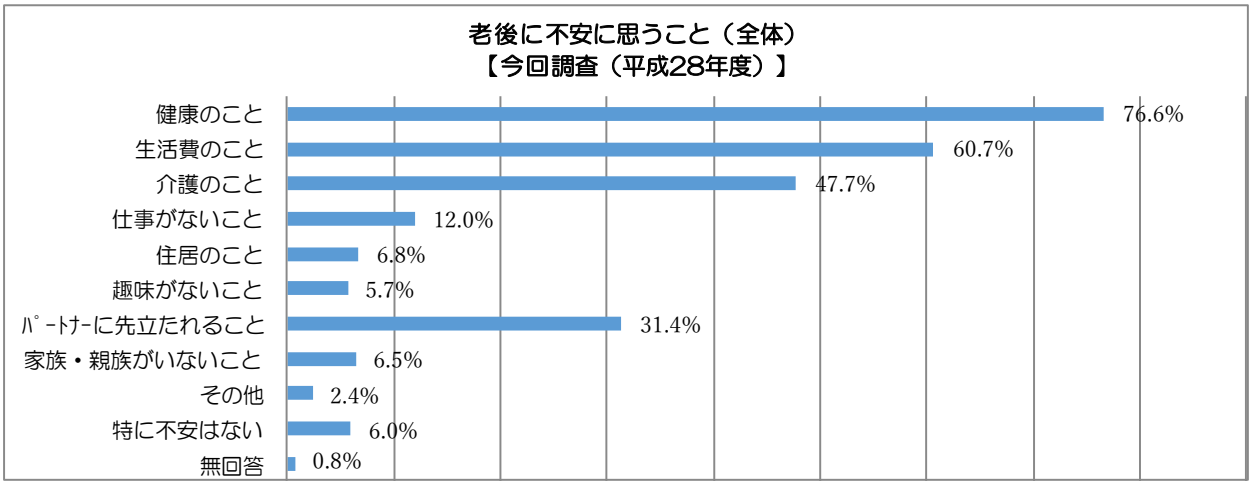

いずれの調査においても、「健康のこと」と回答した人の割合が最も多くなっており、次いで「生活費のこと」、「介護のこと」となっています。また、「パートナーに先立たれること」について不安に思う人の割合も多いことがわかります。

３　具体的施策

１　男女の人権が尊重される社会をつくる

（１）性差による人権侵害を許さない社会環境づくり

「人権の尊重」は男女共同参画の基礎であり、男女共同参画社会を実現するために必要不可欠な基本理念であることから、新たに「性的指向やＬＧＢＴ（性的少数者）への理解促進」を加え、人権問題に対する正しい理解の啓発活動を実施し、関係機関等と連携を図りながら、人権意識の向上に努めます。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
1	【人権尊重についての広報・啓発】 人権擁護委員活動事業において、人権啓発パンフレット等によりお互いの人権を尊重し、差別意識の解消やあらゆる暴力を根絶するため、広報・啓発を実施します。	市民課	
2	【人権侵害に対する相談等の充実】 法務局や他の機関等との連携を図るとともに、人権擁護委員による人権相談の充実を図ります。	市民課	
3	【性的指向やＬＧＢＴ（性的少数者）への理解促進】 多様な性のあり方について理解を広め、ＬＧＢＴ（性的少数者）に関する正しい情報の提供を行うとともに、理解促進のための啓発を実施します。	企画課	新規

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
1	広報・啓発活動	年３回以上・年１回以上	市民課
2	人権相談の実施	年13回以上	市民課
3	広報・啓発活動	年１回以上	企画課

（２）性差による暴力等の根絶

暴力はどのような理由や形であっても決して許されるべきものではありません。暴力は人権を侵害する卑劣な行為であり、暴力では何も解決できないと知ることが必要です。ＤＶやデートＤＶ、セクハラなど、性差に由来する人権侵害や暴力の根絶に向けた広報啓発活動や予防教育に取り組みます。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
4	【ＤＶやセクハラ防止に関する啓発】 ＤＶやセクハラに関する正しい理解の促進と防止に向けた啓発を実施します。	企画課	
5	【デートＤＶの防止に関する啓発】 デートＤＶに関する正しい理解の促進と防止に向けた啓発を実施します。	企画課	

6	【デートＤＶの防止に関する教職員及び保護者への啓発】 デートＤＶに関する正しい理解の促進と防止に向けて、教職員及び保護者への啓発を実施します。	学校教育課	
7	【女性への暴力等の防止に向けた啓発活動の推進】 毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」に併せ、ポスターの掲示やチラシの配布を行い、女性に対する暴力を許さない社会づくりに向けた市民意識の高揚を図ります。	企画課	
8	【地域の安全に向けた防犯対策への取組み強化】 犯罪防止のための地域防犯パトロールを関係団体と連携・協力して実施します。また、市有防犯灯の設置や地区で設置する防犯灯の設置及び維持管理に係る経費を補助します。	市民活動推進課	

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
4	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	企画課
5	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	企画課
6	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	学校教育課
7	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	企画課
8	青色回転灯車両による防犯パトロールの実施	週５回以上	市民活動推進課

（３）ＤＶに関する相談・支援体制の充実

ＤＶや児童虐待等のあらゆる暴力について、相談しやすい体制を整備し、被害者等への支援や情報提供に努めるとともに、関係機関等相互の連携協力が図られ、被害者の人権等にも十分配慮がなされるよう、関係職員の知識や資質の向上にも努めます。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
9	【ＤＶ相談窓口に関する情報提供】 24時間電話相談などの相談窓口の情報提供を行います。	企画課	変更
10	【ＤＶ及び児童虐待に関する相談体制の強化・充実】 庁内関係各課及び関係機関と連携を図り、相談体制の強化・充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課 企画課	変更
11	【緊急保護等を求めるＤＶ被害者の支援】 関係機関と連携し、被害者及び児童や家族などに適切な支援を行うとともに、状況に応じて緊急避難の支援を実施します。	子育て支援課 社会福祉課 学校教育課	変更
12	【住民基本台帳事務における支援措置】 ＤＶ・ストーカー・児童虐待等の加害者が住民基本台帳の閲覧等制度を不当に利用して被害者が緊急避難した先の住所を検索することを防止し、被害者の保護を図ります。	市民課	
13	【ＤＶ被害者の自立支援の充実】 行政機関の各種手続きに関する情報の提供や援助をします。	子育て支援課 学校教育課	変更
14	【ＤＶ被害者に接する関係職員の研修機会の提供】 ＤＶ被害者に接する関係職員に対して、被害者の人権等に十分配慮がなされるよう、研修機会の提供を行います。	総務課 子育て支援課 学校教育課 市民課	
15	【早期発見に向けた機関の連携】 母子保健をはじめとする各種保健事業、要介護認定及び障害程度	健康推進課 社会福祉課	変更

	区分認定調査において、ＤＶ被害者等を早期に発見し、相談機関につなげていきます。	高齢者福祉課	

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
9	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	企画課
10	職員の研修受講回数	年８回以上	子育て支援課
	庁内連携会議への出席	年７回	学校教育課
	研修等の情報提供	年１回以上	企画課
11	生徒指導会議への出席	週１回	学校教育課
13	職員の研修受講回数	年８回以上	子育て支援課
	該当の児童生徒の見守り・学校への指導助言	１件につき３回以上	学校教育課
14	関係職員の研修への参加	年１回以上	総務課 子育て支援課 学校教育課 市民課
15	高齢者見守り協力事業者数	55以上	高齢者福祉課

（４）メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

女性や子どもへの人権侵害を引き起こすような違法看板や有害なメディア情報への対策に努めるとともに、情報活用能力（メディア・リテラシー）の学習機会の充実を図ります。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
16	【有害な違反看板などの広告物の排除の強化】 違反看板などの広告物を警察と連携して定期的に除去することにより、地域環境の改善を推進し、性的犯罪を含めた防犯面での安全性の向上を図ります。	都市計画課	
17	【有害情報から青少年を守るための啓発】 携帯電話をはじめとしたインターネットの有害情報のフィルタリングの実効性を高めるため、保護者への啓発の充実を図るとともに、販売店に啓発チラシ配布の協力を求めます。	学校教育課 商工観光課	
18	【メディア・リテラシーの学習機会の充実】 携帯電話をはじめとしたインターネットの情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るため、子どものうちからそうした能力を身に付けるための取組の充実を図ります。	学校教育課 商工観光課	

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
16	違反看板の除去作業	週２回以上	都市計画課
17	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	学校教育課 商工観光課
18	学習会等の開催	年１回以上	学校教育課 商工観光課

（５）性の商品化を防ぐための意識啓発

情報化社会においては、加害者や被害者にならないために性を人権尊重の視点で捉え、正しい知識を身に付けることが重要です。認識が甘いことが原因で起こる性の商品化を防止するための啓発活動や情報提供に努めます。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
19	【性の商品化防止のための啓発活動の推進】 性を人権尊重の視点で捉えることができるよう啓発を実施します。	企画課	
20	【性感染症等についての正しい知識、情報の提供】 性を人権尊重の視点で捉えることができるよう、エイズ、子宮頸がんなどの性感染症予防教育を実施し、性に関する正しい理解の促進に努めます。	学校教育課 健康推進課	変更
21	【売買春、人身取引等の発生を防ぐための性教育の実施】 性を人権尊重の視点で捉えることができるよう、発達の段階に応じた適切な性教育の充実を図ります。	学校教育課	変更

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
19	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	企画課
20	学校教育での指導	全小・中学校で年１回以上	学校教育課
	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	健康推進課
21	学校教育での指導	全中学校で年１回以上	学校教育課

２　一人一人の個性を認め合う社会をつくる

（１）男女平等意識の醸成

男女が互いに人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを推進するため、男女共同参画意識の高揚に向けた啓発活動を推進します。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
22	【男女平等意識の啓発】 男性にとっても生きやすい社会形成のため、「男は仕事、女は家庭」に象徴される固定的な性別役割分担意識や慣行が解消されるよう、市広報紙や情報誌などにより、男女共同参画の意義についての理解の促進を図る啓発を実施します。	企画課	変更
23	【男女共同参画社会づくりに関する情報の提供】 市広報紙や情報誌等により、男女共同参画社会づくりを推進するための情報提供を実施します。	企画課	
24	【男女共同参画に関わる関連資料、図書等の充実】 男女共同参画に関わる関連資料を情報コーナー等で配布します。また、図書館において、ジェンダー意識にとらわれない視点も考慮しながら、図書等の充実を図ります。	企画課 図書館	変更
25	【男女別の統計資料の充実】 男女共同参画社会づくりを推進するため、男女別の統計資料の充実を図ります。	企画課	
26	【男女共同参画の視点による表現の推進】 富里市男女共同参画表現ガイドラインの周知を実施し、市の刊行物などにおいて、男女共同参画の視点による表現に努めます。	企画課	変更
27	【男女共同参画の視点による広報活動】 広報紙やホームページの作成に際しては、男女共同参画の視点に配慮し、より内容の充実を図ります。	秘書広報課 企画課	変更
28	【市職員の男女共同参画に関する意識の醸成】 研修会や講演等への参加を促し、市職員の男女共同参画に関する意識の醸成を図ります。	総務課 企画課	変更

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
22	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	企画課
23	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	企画課
24	取組等の情報発信	年１回以上	企画課
	男女共同参画関連書籍の蔵書数	1,500冊以上	図書館
26	表現ガイドラインの周知	年１回以上	企画課
27	表現ガイドラインの周知	年１回以上	企画課
28	職員研修の実施	年１回以上	総務課
	研修の協力または情報提供	年１回以上	企画課

（２）家庭・地域における学習機会の充実

家庭や地域の中に存在する固定的性別役割分担意識に気付き、身近なことから制度や慣習について見直し、家庭や地域において男女共同参画を推進するため、関連する講座や教室等の充実を図ります。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
29	【男女共同参画に関連する講座、セミナー等の開催】 男女共同参画社会づくりを推進するため、さまざまな視点からの男女共同参画に関する講座やセミナー等を開催します。	企画課	
30	【国・県等が主催する講演会、研修会等の情報提供】 情報コーナー等を活用して市民に情報提供します。	企画課	変更
31	【講座を開催する際の一時保育サービスの実施と利用の促進】 子育て世代の保護者が講座等に参加しやすくするため、ボランティアセンター等の協力を得た保育サービスの提供の推進について関係各課へ周知を図ります。また、保育所での一時保育制度の周知を行います。	企画課 子ども課	変更
32	【家庭において男女平等教育を進めるための啓発活動の推進】 ジェンダーにとらわれず、男女が共に参画して社会づくりを進める意識を広く浸透させるための情報や学習機会の提供を行います。 また、男性の子育てや家庭教育への参画を促進します。	企画課 生涯学習課	変更

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
29	講座やセミナー等の開催	年１回以上	企画課
30	チラシ・ポスター等による情報提供	年１回以上	企画課
31	保育サービス利用促進のための情報提供	年１回以上	企画課 子ども課
32	講演会等の実施	年１回以上	企画課
	男女共同参画に関する家庭教育学級の開催	年１回以上	生涯学習課

（３）学校等における男女平等教育の充実

男女共同参画が特別なことではなく、当然のこととして自然に男女共同参画意識が浸透するためには、学校教育や社会教育の場での取組が重要なことから、学校等における男女平等教育の充実に努めます。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
33	【人権教育、性教育の充実】 学校教育において、人権や性教育の充実を図ります。	学校教育課	

34	【就学前における男女平等意識の向上】 男女平等の視点に配慮した保育や教育を通して、男女平等意識を高めます。	子ども課 学校教育課	変更
35	【学校教育における男女平等教育の推進】 男女共同参画意識の形成やジェンダーにとらわれない自立した男女を育成するため、広く男女平等の視点に立った教育を推進します。	学校教育課	
36	【性別にとらわれないキャリア教育の推進】 職業体験学習等の体験的な活動における指導を通して、ジェンダーにとらわれない職業観や労働観の育成や仕事と生活の調和の重要性を養うキャリア教育を推進します。	学校教育課	女性活躍
37	【男女混合名簿の使用への対応】 市内の公立小・中学校における男女混合名簿の使用対応を図っていきます。	学校教育課	
38	【教育関係者の男女共同参画に関する理解の推進】 子どもたちの意識形成や行動に大きな影響を与える教職員に対し、男女共同参画に関する理解を深めるための研修機会の充実を図ります。	学校教育課	

■指標

施策№	事業項目	数値目標	所管課
33	学校教育での指導	全小・中学校で年１回以上	学校教育課
36	職業体験学習等の実施	全小・中学校で年１回以上	学校教育課
38	研修会等の実施	年１回以上	学校教育課

３　あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる

（１）市政への女性参画の推進

以前に比べると、女性の意見があらゆる分野において反映されるようになってきてはいるものの、まだ十分とは言えない状況であるので、これまで以上に女性の意見を政策・方針決定の場に反映させるため、市の各種審議会や委員会などに女性の参画を推進します。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
39	【審議会、委員会等への女性の参画の推進】 女性の意見を政策・方針決定の場に反映させるため、関係各課へ周知を図り、審議会等への女性の参画を推進します。また、子育て世代の親が審議会等に参画しやすくするため、ボランティアセンター等の協力を得た一時保育サービスの提供の推進について関係各課へ周知を図ります。	企画課	女性活躍
40	【審議会等への公募委員の登用】 「審議会等の公募に関する規則」や「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の適正な運用により、幅広い年齢層から市民参加を得られるように公募による委員の選任を推進します。	企画課	変更
41	【広聴活動の充実】 あらゆる場面で共同参画しやすい社会をつくるため、市民の意見等を聴く機会の充実を図ります。	秘書広報課	変更
42	【選挙啓発活動の推進】 投票率向上を図るため、選挙啓発活動を推進します。特に、若年層を対象とした啓発活動を行うことにより、政治への関心を高めるとともに投票意識の向上に努めます。	選挙管理委員会	新規
43	【女性の視点を取り入れた施設改善の推進】 ユニバーサルデザインの理念に基づき、妊婦、子ども連れ、子ども、障がい者、高齢者、外国人が生活しやすい、女性の視点を取り入れた施設の改善に努めます。	財政課 子ども課 社会福祉課 市民活動推進課 建設課 都市計画課 教育総務課 生涯学習課 図書館	

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
39	審議会等の女性委員登用率	30%	企画課
40	公募委員を登用した審議会等の数	19	企画課
41	ふれあいミーティングの参加者数	年間50人	秘書広報課
42	政治的関心の向上に資するための取組	年１回以上	選挙管理委員会

（２）政策・方針決定への女性参画の促進

女性の管理職への登用などによる方策決定への参画を促進するとともに、あらゆる場面で活躍できる

人材を育成するため、研修機会の提供にも努めます。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
44	【各種団体等における女性リーダーの拡充の働きかけ】 関係各課を通じて、自治会や各種団体等における女性リーダーの拡充を働きかけます。	企画課	女性活躍 変更
45	【企業運営等における女性の参画促進のための働きかけ】 企業運営等における女性の参画を促進するため、国や県等の制度やセミナー等の情報提供を通じて働きかけます。	商工観光課	女性活躍 変更
46	【市職員の研修機会の充実】 政策立案や各種施策等の能力を養成するため、各種研修への女性職員の参加を推進します。	総務課	女性活躍
47	【市管理職への女性登用の推進】 性別にかかわらず、適切な人事管理を行う中で、女性管理職の登用を推進します。	総務課	女性活躍

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
44	講演会等の情報提供	年１回以上	企画課
45	チラシ等による情報提供の実施	年１回以上	商工観光課
46	各種政策立案等研修への女性職員の参加	年５人以上	総務課

（３）男女共同参画の視点に立った協働のまちづくりの推進

地域の課題を地域住民が主体的に解決できるよう地域力を高め、だれもが暮らしやすい地域社会を築くためには、地域における男女共同参画が不可欠です。男性が仕事を中心とする生活になりがちな中においては、女性が地域活動等に参加することも多く、活動の原動力になっていますが、団体等の役員等となるとまだまだ男性が多い状況も見受けられます。協働のまちづくりを推進するため、だれもが地域活動に参画できるような環境整備に努めます。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
48	【市民活動サポートセンター機能の充実】 性別や世代を問わず、地域活動に参加できるよう、協働によるまちづくりの拠点である市民活動サポートセンターの機能の充実を図り、市民活動団体が行う活動の啓発と支援を通じて、男女共同参画意識の向上に努めます。	市民活動推進課	変更
49	【地域活動における男女共同参画の促進】 地域づくりを担う人材を育成するため、協働のまちづくりを推進し、老若男女を問わず地域活動に参画できるような環境整備に努めます。	市民活動推進課	変更

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
48	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	市民活動推進課
49	講座等の開催	年１回以上	市民活動推進課

（4）防災・減災への男女共同参画の推進

いつでもどこでも起こりうる災害への対策として、防災・減災への関心が高まっています。被災時には、家庭的責任が女性に集中することや、避難場所での生活における女性への配慮等、防災・減災の取組を進めるに当たっては、男女の対応の違いを把握しておく必要があります。また、被災時のストレスや不安が女性に対する暴力を誘発する事案等が懸念されることから、これらの被災時における問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
50	【防災分野における男女共同参画の推進】 女性や要配慮者へ配慮した取組が進むよう、防災会議への女性委員の登用を促進し、地域防災力の向上に努めます。	市民活動推進課	変更
51	【地域における防災訓練及び自主防災組織活動の支援】 自主防災組織など地域における防災活動を支援するとともに、自主防災組織への女性参画を促進します。	市民活動推進課	変更

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
50	防災会議への女性委員の登用	３人以上	市民活動推進課
51	自主防災組織活動への支援	年１団体以上	市民活動推進課

４　だれもが働きやすい社会をつくる

（１）雇用の機会、条件の改善

男女雇用機会均等法等の法制度の趣旨が周知されるよう広報・啓発に努めるとともに、企業において男女がともに能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

また、障がい者や困難な状況に置かれた若年層が自立し、充実した生活が営めるよう生活・就労に関する相談体制や情報提供の充実に努めます。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
52	【労働基準法の周知・徹底】 法制度のパンフレット等により周知を図ります。	商工観光課	女性活躍変更
53	【男女雇用機会均等法の周知・徹底】 法制度のパンフレット等により周知を図ります。	商工観光課	女性活躍変更
54	【職業技術等を取得するための講座等の情報提供】 各種講習会や講座等の情報提供を実施します。	商工観光課	女性活躍変更
55	【起業家を支援するための融資制度等の情報提供】 各種融資制度等の情報提供を実施します。	商工観光課	女性活躍変更
56	【女性の就労への理解に向けた啓発活動の推進】 育児休暇や介護休暇後の職場復帰の際の正しい理解について、法制度等の啓発と併せて企業へ働きかけます。	商工観光課	女性活躍変更
57	【再就職支援の情報提供】 再就職支援に関する情報を提供します。	商工観光課	女性活躍変更
58	【障がい者の生活・就労に関する支援】 関係する行政機関や民間機関と連携を図り、障がい者が自立し充実した生活を営めるよう、生活・就労の相談体制や情報提供の充実を図ります。	社会福祉課	変更
59	【困難な状況におかれた若年層の就業支援】 関係する行政機関や民間機関と連携を図り、フリーターやニートの就業支援プログラムの情報を提供します。	商工観光課	変更
60	【労働者の健康確保の促進】 長時間労働や妊娠・出産後の女性労働者の母性保護を含めた、労働安全衛生法の啓発に努めます。	商工観光課	変更

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
52	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	商工観光課
53	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	商工観光課
54	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	商工観光課
55	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	商工観光課
56	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	商工観光課
57	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	商工観光課
58	地域自立支援協議会の開催	年３回以上	社会福祉課

59	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	商工観光課
60	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	商工観光課

（２）働く場の環境整備

働く場におけるハラスメントは、女性の活躍を阻む要因であるばかりでなく、あらゆる労働者のワーク・ライフ・バランスを阻害することにも繋がります。時代にそぐわない職場の慣行やあらゆるハラスメントの防止に向けた啓発活動に努めます。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
61	【セクハラ・パワハラ等防止のための啓発活動の推進】 チラシやパンフレット等により啓発活動を実施します。	商工観光課	女性活躍 変更
62	【職場における慣行を見直すための啓発活動の推進】 女性の力を活かしていくためのポジティブ・アクションに関する情報提供など、職場の慣行を見直すための啓発活動を推進します。	商工観光課	女性活躍

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
61	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	商工観光課
62	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	商工観光課

（３）家内就労者の条件整備

家族で農業や商工業を営む家内就労において、男女共同参画が進むよう女性の労働関係改善に向けた啓発活動などの取組の実施を図ります。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
63	【農業、商工業に従事する女性の労働環境改善のための啓発活動の推進】 商工会や農業協同組合などの関係機関と連携して、農業、商工業に従事する女性の労働環境改善のための啓発活動を推進します。	商工観光課	女性活躍
64	【家族経営協定の推進】 農業経営に女性や若者も参加し、家族構成員一人一人が経営を築いている考え方を確立するとともに、農業就業人口の過半数を占める女性の農業労働・家事労働を適正に評価し、女性農業者の地位の向上を図ります。	農政課	女性活躍 新規
65	【法人化など農業経営に関する情報提供】 関係機関が実施する講演会等の案内や各種パンフレットにより情報提供を実施します。	農政課	

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
63	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	商工観光課
64	家族経営協定新規締結数	年１家族以上	農政課
65	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	農政課

（4）ワーク・ライフ・バランスの推進

少子高齢化が進行し、労働力が減少する中で労働力を確保するためには女性の労働力が必要不可欠となります。女性の仕事と生活の両立には、家庭や職場等における男性の協力が不可欠であり、男性も従来の職場中心のライフスタイルを見直し、家庭生活や地域活動も含め、個人の希望に応じた多様なライフスタイルの実現を目指すことが必要となります。

そのため、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の推進に努めるとともに、男女とも子育て・介護等をしながら働き続けられるよう環境整備に努めます。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
66	【ワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発の推進】 関係機関と連携して、ワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発活動を実施し、企業等における育児休業や介護休業取得を促進します。	商工観光課 企画課	女性活躍 変更
67	【育児・介護休業法の周知・徹底】 法制度のパンフレット等により周知を図ります。	商工観光課	変更
68	【男女とも参加できる家事・育児・介護講座等の開催】 ジェンダーにとらわれず、男女が共に助け合い、男性も家事・育児・介護などの家庭責任を果たすことができるよう、男性の料理教室等の講座を開催します。また、プレパパ・ママ教室、学校行事、家庭教育学級などの親子のふれあい事業では、男性が参加しやすい設定や周知に努め、男性の育児や子育てへの参画を促進します。	健康推進課 高齢者福祉課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課	変更
69	【市職員への育児・介護休業制度の周知、ワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発の推進】 男性職員の育児や介護を促進するため、育児休業や介護休業取得の促進と、ワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発を推進します。	総務課	変更

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
66	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	商工観光課 企画課
67	チラシ等による啓発の実施	年１回以上	商工観光課
68	両親学級の実施	年３回以上	健康推進課
	介護予防出前講座の実施	年10回以上	高齢者福祉課
	育児講座開催数	年10回以上	子育て支援課
	家庭教育学級へ男性参加の啓発	年３回以上	生涯学習課
69	ワーク・ライフ・バランスに資する取組の推進	ゆう活（夏の朝型勤務）取得者30名以上	総務課

５　だれもが安心して暮らせる社会をつくる

（1）子育てへの支援

子どもを持ちたいと望む人が安心して働きながら出産・子育てができるよう、保育内容の充実や保育施設の整備を図るとともに、育児や子育てに関する相談、情報提供を行います。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
70	【多様な保育サービスの充実】 仕事と子育ての両立を支援し、安心して働くことができるよう、多様な保育サービスの充実を図るとともに、保育所との連携を図り待機児童の解消に努めます。	子ども課	女性活躍変更
71	【ファミリーサポートセンターの充実】 地域で支援する子育て体制として、ファミリーサポートセンターの充実を図り、地域による相互扶助により多様な保育サービスの提供の充実を図ります。	子育て支援課	女性活躍変更
72	【病児・病後児保育の充実】 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応する、病児・病後児保育事業の充実を図ります。	子育て支援課	女性活躍変更
73	【放課後学童クラブの充実】 放課後児童の健全育成を図るため、放課後学童クラブの運営の拡充に努めるとともに、保育需要を見極めながら、民間活力の活用を含め、新たな放課後学童クラブの設置について検討します。	子育て支援課	女性活躍変更
74	【子育てに関する相談、指導及び情報提供の充実】 子育て支援センターの充実を図り、子育て家庭に対して、相談・情報提供、子育ての仲間づくり及び関係機関との連絡調整など、総合的に子育てを支援します。	子ども課 子育て支援課	変更
	保健センターの充実を図り、各種健診や各種教室を開催して子どもの健康や育児などの子育てを支援します。	健康推進課	
	各幼稚園・小中学校の入園・入学児童の保護者を対象に子育て学習会を実施します。	生涯学習課	
75	【地域で支援する子育て体制の整備】 教育・福祉関係者、ボランティア、自治会、市民活動団体等、地域の連携・協力により、子どもの成長を見守り支援する取り組みを推進します。	子育て支援課 学校教育課	変更
76	【子育てに関する経済的支援の推進】 貧困等の家庭環境により進学機会や学力・学習意欲に影響が及ばないよう、児童手当、子ども医療助成、幼稚園就園奨励費補助など、子育てに関する経済的支援や奨学金制度の情報提供を実施します。	子育て支援課 学校教育課	変更
77	【小児救急医療体制の整備】 医師会の協力を得て、夜間や休日の小児救急医療体制の維持に努めるとともに、情報提供を実施します。	健康推進課	変更

78	【両親学級・母親学級の充実や親子のふれあい事業の推進】 育児がより具体的にイメージできるような支援としての教室や、親子のふれあいを通じて積極的に育児に取り組めるよう支援するとともに、家庭教育学級の充実を図ります。	健康推進課 子育て支援課 生涯学習課 図書館	変更

■指標

施策№	事業項目	数値目標	所管課
70	保育所待機児童の解消	０人	子ども課
71	ファミリーサポートセンター会員数	100人以上	子育て支援課
72	利用登録数	200人	子育て支援課
73	放課後学童クラブ入所率（4/1時点）	77%以上	子育て支援課
74	子育て支援センター利用者数	年間21,000人以上	子ども課 子育て支援課
	育児相談の実施	年12回以上	健康推進課
	子育て学習会の開催	全幼稚園、小・中学校で年１回以上	生涯学習課
75	子ども子育てコンシェルジュの訪問による連携団体数	年20団体以上	子育て支援課
	ＰＴＡ活動での登下校の見守りの実施	全小・中学校で年１回以上	学校教育課
76	各種支援制度の周知	年８回以上	子育て支援課
	制度の周知	年１回以上	学校教育課
77	広報活動による周知	年12回以上	健康推進課
78	両親学級の実施	年３回以上	健康推進課
	育児講座開催数	年10回以上	子育て支援課
	子育てに関する家庭教育学級開催回数	各家庭教育学級で年１回以上	生涯学習課
	ブックスタート・親子おはなし会・おはなし会	年12回以上・年10回以上・年55回以上	図書館

（２）健康づくりの推進

男女が互いの身体的な違いを理解しあい、相手への思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を実現するためには重要です。それぞれが健康管理とライフスタイルに応じた健康づくりについて主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくため、健康教育や相談体制の充実に努めます。

施策№	【施策名】 施策内容	所管課	区分
79	【育児相談、栄養指導など母子保健の充実】 乳幼児の健やかな発育・発達のサポート及び育児不安の解消を図るための相談・指導の充実に努めます。	健康推進課	変更
80	【各種検診事業の充実】 健康維持と病気予防のため検診に対する理解を深め、年代や性差などに応じた受診しやすい体制の整備に努めます。	健康推進課	変更

81	【健診や人間ドック等に関する情報提供及び受診しやすい体制の整備】 特定健診や後期高齢者健康診査及び人間ドック等助成事業の充実に努め、情報の周知に努めます。	国保年金課	新規
82	【健康教室などの開催による健康づくりの推進】 年代や性差などに応じた健康教室や健康を推進する事業を実施します。また、食に関する知識や食を選択する能力を育成するため、男性の料理教室への参加促進に努めます。	健康推進課	変更
83	【子どもへの食育の推進】 子どもの頃から食に関する正しい知識を習得し、食を選択する能力の向上を図る等、生涯を通じて心身ともに元気で豊かに暮らすために、食育の推進を図ります。	学校教育課 健康推進課 農政課	変更
84	【心身の健康相談の充実】 年代や性差などに応じた健康相談や、専門の医師によるこころの相談を実施するとともに、自殺対策に関する啓発を実施します。	健康推進課 社会福祉課	変更
85	【妊娠、出産等に関わる学習機会の充実】 妊娠、出産、育児についての知識を学び、不安の解消を図るため、母親学級及び両親学級（プレ・パパママ教室）を実施します。	健康推進課	変更
86	【各種スポーツ教室等の充実】 スポーツを通じて心と体の健康づくり、親子でのふれあいを促進するため、スポーツ健康フェスタの開催及び体育協会と連携して各種スポーツ教室や大会の開催を推進します。	生涯学習課	

■指標

施策№	事業項目	数値目標	所管課
79	育児相談の実施	年12回以上	健康推進課
80	各種検診の実施	受診率50％	健康推進課
81	広報・啓発活動	年８回	国保年金課
82	健康教室の開催	年１コース以上	健康推進課
83	栄養士による全小・中学校での指導	全小・中学校で年１回以上	学校教育課
	２歳児歯科健診の実施	年６回以上	健康推進課
	イベント等での啓発	年１回以上	農政課
84	健康相談の実施	年10回以上	健康推進課
	こころの相談	年６回以上	社会福祉課
85	母親学級・両親学級の実施	母親学級年４回以上・両親学級年３回以上	健康推進課
86	スポーツ健康フェスタの開催	年１回以上	生涯学習課

（3）ライフステージに適した福祉の推進

少子高齢化が進む中で、高齢者や障害のある人たちが社会参画の機会を持ち、自立し、いきいきと安心して暮らせる環境整備が必要です。近年では、孤独死、老老介護、高齢者虐待、貧困層の増加等、高齢者を取り巻く現状において、様々な社会問題が起きている中で、今後更に進行していく高齢社会を豊かで活力あるものにしていくために、高齢者が他の世代とともに社会を支える重要な一員として社会参画し、生活を楽しめる環境づくりに努めます。

また、障がい者やひとり親家庭の自立支援体制の充実にも努めていきます。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
87	【高齢者の社会参加の促進】 高齢者が身近な地域で安心して働ける多様な就業機会を提供するシルバー人材センターを支援します。また、高齢者が孤立せず、仲間づくりや地域との交流が図れる場として、シルバークラブ活動への支援及び地区社会福祉協議会の区域を単位とした地域主導による敬老会の開催について支援します。	商工観光課 高齢者福祉課	変更
88	【高齢者の在宅保健福祉サービスの充実】 訪問歯科診療など、在宅保健福祉サービスの充実を図ります。	健康推進課 高齢者福祉課	変更
89	【ひとり暮らし高齢者等に対する地域での見守り支援の推進】 多様な地域団体や市民による地域コミュニティが主体となり、共に支え合う地域福祉ネットワークの構築に努めます。	高齢者福祉課	変更
90	【ひとり暮らし高齢者の実態把握・支援】 訪問調査等により、ひとり暮らし高齢者の生活実態の把握に努め、生きがいデイサービス事業、緊急通報装置設置事業など、それぞれの状況に応じて必要となる各種サービスに適切に結びつけていきます。	高齢者福祉課	変更
91	【高齢者の健康づくりの推進】 健康教育や地域団体と連携・協力して健康ウォーキング事業等の実施及び介護予防教室等の実施や地域における介護予防活動等の支援を行い、高齢者の健康づくりを推進します。	健康推進課 高齢者福祉課	変更
92	【高齢者の相談体制の充実】 高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターの機能を充実させるとともに、関係機関等と連携・協力して相談体制の充実を図ります。	高齢者福祉課	変更
93	【高齢者が自立した日常生活を支援するための学習機会の提供】 高齢者が自立して生活できるためのスキルを習得できるよう、創年セミナーの講座内容の充実や、高齢者も参加できる男性のための料理教室への参加促進に努めます。	健康推進課 生涯学習課	変更
94	【障がい者（障がい児）福祉の充実】 相談体制の充実を図り、関係機関等との連携により、障がい者（障がい児）及びその家族に対する適切な支援につなげていきます。	社会福祉課	変更
95	【ひとり親家庭への経済的支援と自立促進】 所得に応じて児童扶養手当や医療費等助成の経済的支援を行うとともに、自立を促進するため、母子家庭自立支援給付金事業や公共職業安定所（ハローワーク）と連携した就労支援を実施します。	子育て支援課	変更

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
87	シルバー人材センター事業への支援	シルバー人材センター事業補助金による財政援助	商工観光課
	地区社会福祉協議会の区域を単位とした地域主導による敬老会の開催	地区社会福祉協議会の区域での開催	高齢者福祉課
88	広報活動による事業の周知	年１回以上	健康推進課
	移送サービス年間利用回数（延べ）	600回	高齢者福祉課

89	ＳＯＳネットワーク事業者数・高齢者見守り協力事業者数	195以上・55以上	高齢者福祉課
91	健康ウォーキング事業等の実施	年１回以上	健康推進課
	介護予防教室の開催	年72回以上	高齢者福祉課
92	相談件数	5,000件以上	高齢者福祉課
93	創年セミナーの開催	年16回以上	生涯学習課
	男性向けの料理教室の開催	年１コース以上	健康推進課
94	地域自立支援協議会の開催	年３回以上	社会福祉課
95	各種支援事業の周知	年８回以上	子育て支援課

（４）国際交流の推進

学校における国際理解教育を推進するとともに、多言語での情報提供や外国人相談窓口を設置するなど、外国人が暮らしやすいと感じる環境整備に努めます。

施策No.	【施策名】 施策内容	所管課	区分
96	【国際理解教育の推進】 学校教育において国際理解に関する意識の向上を推進します。	学校教育課	変更
97	【国際交流事業の推進】 市民と外国人が交流できる機会や場を提供している各種団体と連携・協力し、地域に根ざした国際交流の推進に努め、これを通じて男女共同参画に関する国際的な視点を養っていきます。	企画課 学校教育課	変更
98	【外国人相談業務・行政サービスの充実】 外国人が地域で安心して暮らしていけるよう、日常生活に関する相談業務や多言語化したホームページなどにより情報提供の充実を図ります。	企画課	変更
99	【日本語習得の支援】 各種ボランティア団体等と連携・協力し、日本語を学べる場の提供に努めます。	企画課	変更
100	【外国人児童・生徒への支援】 日本語が不自由な児童・生徒に対し、ボランティア団体などの市民活動団体の協力等を得て、学校教育現場における日本語指導の推進を図ります。	学校教育課	
101	【外国人が利用しやすい図書館の充実】 外国人が利用できる図書の充実と情報提供に努めます。	図書館	変更

■指標

施策No.	事業項目	数値目標	所管課
96	英語教室関連行事の実施	年３回	学校教育課
97	外国人支援窓口への相談者数	80人	企画課
	国際交流関係団体との連携協力	年１回以上	学校教育課
98	外国人支援窓口への相談者数	80人	企画課
99	日本語教室受講者数	50人	企画課
101	外国語書籍の蔵書数	1,400冊以上	図書館

４　女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に該当する施策

〇女性活躍推進法に基づく施策は、21施策です。

基本方針	施策の方向	施策No.	施策名	所管課
2　一人一人の個性を認め合う社会をつくる	⑶ 学校等における男女平等教育の充実	36	性別にとらわれないキャリア教育の推進	学校教育課
3　あらゆる場面で共同参画できる社会をつくる	⑴ 市政への女性参画の推進	39	審議会、委員会等への女性の参画の推進	企画課
	⑵ 政策・方針決定への女性参画の推進	44	各種団体等における女性リーダーの拡充の働きかけ	企画課
		45	企業運営等における女性の参画促進のための働きかけ	商工観光課
		46	市職員の研修機会の充実	総務課
		47	市管理職への女性登用の推進	総務課
4　だれもが働きやすい社会をつくる	⑴ 雇用の機会、条件の改善	52	労働基準法の周知・徹底	商工観光課
		53	男女雇用機会均等法の周知・徹底	商工観光課
		54	職業技術等を取得するための講座等の情報提供	商工観光課
		55	起業家を支援するための融資制度等の情報提供	商工観光課
		56	女性の就労への理解に向けた啓発活動の推進	商工観光課
		57	再就職支援の情報提供	商工観光課
	⑵ 働く場の環境整備	61	セクハラ・パワハラ等防止のための啓発活動の推進	商工観光課
		62	職場における慣行を見直すための啓発活動の推進	商工観光課
	⑶ 家内就労者の条件整備	63	農業、商工業に従事する女性の労働環境改善のための啓発活動の推進	商工観光課
		64	家族経営協定の推進	農政課
	⑷ ワーク・ライフ・バランスの推進	66	ワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発の推進	商工観光課 企画課
5　だれもが安心して暮らせる社会をつくる	⑴ 子育てへの支援	70	多様な保育サービスの充実	子ども課
		71	ファミリーサポートセンターの充実	子育て支援課
		72	病児・病後児保育の充実	子育て支援課
		73	放課後学童クラブの充実	子育て支援課

参 考 資 料

富里市男女共同参画計画（第２次）改訂版の策定体系

市民への意識調査（アンケート調査）

調査対象　市内在住 20 歳以上の男女
対象者数　2,000 人
実施時期　平成２８年１２月
回収結果　回収数 666 件
　　回収率 33.5%

意識調査結果の公表

男女共同参画社会づくり懇談会

懇談会メンバー９人
（男性４人・女性５人）
第１回　平成２９年6月１９日
第2回　平成２９年１１月９日
第3回　平成３０年1月１９日

ホームページで議事録の公開

市民の意見・意識

富里市男女共同参画研究班

【組織】全課等の実務担当者
【所掌】（１）計画策定の調査研究
　　（２）計画案の立案
　　（３）計画の推進

計画（第２次）改訂版案の立案

富里市男女共同参画推進本部

【組織】 本 部 長　市長
　　副 本 部 長　副市長・教育長
　　本 部 員　全部課等の長
【所掌】⑴計画の策定
　　⑵計画の推進にかかる総合調整
　　⑶その他計画の策定及び推進に必要な事項

計画（第２次）改訂版案

パブリックコメント（市民の意見）

計画（第２次）改訂版策定

富里市男女共同参画計画（第２次）改訂版の策定経過

年　月　日	内　　容	
平成28年12月1日～ 12月16日	意識調査	男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査の実施 〇対象者数2，０００件　〇回収数６６６件 〇回収率　33.5%
平成２９年　４月　１日	庁内推進体制	・推進本部会議及び研究班の設置要綱の一部改正
平成２９年　４月２８日	庁内推進体制	第１回推進本部会議 ・平成２９年度男女共同参画計画スケジュールについて ・男女共同参画社会づくり懇談会の設置について ・平成２８年度男女共同参画計画（第２次）進捗状況調査について ・男女共同参画計画（第２次）新規追加施策及び既存施策の見直しに係る調査について
平成２９年　５月３１日	庁内推進体制	第１回研究班会議 ・平成２９年度男女共同参画計画スケジュールについて ・男女共同参画社会づくり懇談会の設置について ・平成２８年度男女共同参画計画（第２次）進捗状況調査の校正について ・男女共同参画計画（第２次）新規追加施策及び既存施策の見直しに係る調査について
平成２９年　６月１９日	懇談会	第１回男女共同参画社会づくり懇談会 ・男女共同参画計画（第２次）について ・男女共同参画計画（第２次）の見直しについて
平成２９年　７月　７日	庁内推進体制	第２回推進本部会議 ・平成２８年度男女共同参画計画（第２次）進捗状況について ・男女共同参画計画（第２次）の見直しについて
平成２９年１０月２５日	庁内推進体制	第２回研究班会議 ・男女共同参画計画（第２次）改訂に伴う施策の見直し案について
平成２９年１１月　９日	懇談会	第２回男女共同参画社会づくり懇談会 ・男女共同参画計画（第２次）改訂に伴う施策の見直し案について
平成２９年１１月２１日	庁内推進体制	第３回推進本部会議 ・男女共同参画計画（第２次）改訂に伴う施策の見直し案について
平成２９年１２月２１日	庁内推進体制	第３回研究班会議 ・男女共同参画計画（第２次）改訂案について
平成３０年　１月１９日	懇談会	第３回男女共同参画社会づくり懇談会 ・男女共同参画計画（第２次）改訂案について
平成３０年　１月３０日	庁内推進体制	第４回推進本部会議 ・男女共同参画計画（第２次）改訂案について
平成３０年　２月　９日	議会説明	全員協議会で男女共同参画計画（第２次）改訂案について説明
平成３０年2月～3月	パブリックコメント	パブリックコメントの実施 意見募集期間：２月１５日～３月６日
平成３０年3月１２日	庁内推進体制	第５回推進本部会議 ・男女共同参画計画（第２次）改訂版策定

富里市男女共同参画推進本部設置要綱

（設置）

第１条　男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第３項の規定による富里市男女共同参画計画（以下「男女参画計画」という。）の策定及び富里市における男女共同参画社会の形成を計画的，効果的に推進することを目的として，富里市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進本部の所掌事務は，次に掲げる事項とする。

（１）　男女参画計画の策定に関すること。

（２）　男女参画計画の推進にかかる総合調整に関すること。

（３）　その他男女参画計画の策定及び推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　推進本部は，本部長，副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は市長をもって充て，推進本部を主宰する。

３　副本部長は副市長及び教育長をもって充て，本部長を補佐し，本部長に事故あるときは，その職務を代行する。

４　本部員は，別表に掲げる者をもって充てる。

（研究班の設置）

第４条　推進本部の円滑な運営を図るため，推進本部に富里市男女共同参画研究班を置く。

（会議）

第５条　推進本部会議は，必要に応じて本部長が招集し，本部長が議長となる。

（関係者の出席）

第６条　本部長は，必要に応じて，推進本部に関係者の出席を求めて，意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　推進本部の庶務は，総務部企画課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成23年11月21日から施行する。

附　則

この要綱は，平成 25 年4月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成 28 年4月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成 29 年4月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成 30 年4月１日から施行する。

別表（第３条第４項関係）

富里市男女共同参画推進本部員

消防長
総務部長
健康福祉部長
市民経済環境部長
都市建設部長
会計管理者
教育次長
総務課長
秘書広報課長
財政課長
企画課長
課税課長
納税課長
社会福祉課長
子育て支援課長
子ども課長
国保年金課長
高齢者福祉課長
健康推進課長
農政課長
商工観光課長
環境課長
市民課長
市民活動推進課長
建設課長
都市計画課長
下水道課長
水道課長
議会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長
教育総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
図書館長
消防総務課長
予防課長
消防署長

富里市男女共同参画研究班設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，富里市男女共同参画推進本部設置要綱第４条に規定する富里市男女共同参画研究班（以下「研究班」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　研究班は，次に掲げる事務を所掌する。

（１）　男女参画計画の立案にかかる調査研究に関すること。

（２）　男女参画計画の案の立案に関すること。

（３）　男女参画計画の推進に関すること。

（組織）

第３条　研究班は，企画課長及び別表に掲げる者をもって組織する。

（会議）

第４条　研究班会議は，必要に応じて企画課長が招集し，その議長となる。

２　企画課長は，必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

（庶務）

第５条　研究班の庶務は，総務部企画課が処理する。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか，研究班に関し必要な事項は，企画課長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成23年11月21日から施行する。

附　則

この要綱は，平成25年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は，平成28年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は，平成29年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は，平成30年4月1日から施行する。

別表（第３条関係）

富里市男女共同参画研究班員

部等名	課等名	研究班員
総務部	総務課	所属長の推薦をうけた職員
	秘書広報課	
	財政課	
	企画課	
	課税課	
	納税課	
健康福祉部	社会福祉課	
	子育て支援課	
	子ども課	
	国保年金課	
	高齢者福祉課	
	健康推進課	
市民経済環境部	農政課	
	商工観光課	
	環境課	
	市民課	
	市民活動推進課	
都市建設部	建設課	
	都市計画課	
	下水道課	
会計課		
水道課		
議会事務局		
監査委員事務局		
農業委員会		
教育委員会	教育総務課	
	学校教育課	
	生涯学習課	
	図書館	
消防本部	消防総務課	
	予防課	
消防署		

富里市男女共同参画社会づくり懇談会設置要綱

平成29年4月1日告示第61号

（設置）

第1条　市は，男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及びその推進についての意見を聴取するため，富里市男女共同参画社会づくり懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条　懇談会の所掌事務は，次のとおりとする。

（1）　男女共同参画社会の形成に関する施策の計画策定及び推進に関することについて，意見を述べること。

（2）　地域の女性活躍を推進するための具体的な課題解決に関することについて，意見を述べること。

（3）　その他男女共同参画社会の形成に係る施策に関すること。

（組織）

第3条　懇談会は，委員9人以内をもって組織する。

2　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（1）国及び地方公共団体の機関の職員

（2）公募による市民

（3）その他市長が必要と認める者

3　前項第2号の委員の募集の方法，選考方法等について必要な事項は，別に定める。

（任期）

第4条　委員の任期は2年以内とし，再任を妨げない。

2　委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（座長）

第5条　懇談会に座長を置き，委員の互選によりこれを定める。

2　座長は，会務を総理し，懇談会を代表する。

3　座長に事故あるときは，あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条　懇談会の会議は，必要に応じて座長が招集し，座長が議長となる。

（関係人の出席）

第7条　懇談会は，必要があると認めるときは，会議に関係人の出席を求め，その意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第8条　懇談会の会議は，原則として公開とする。ただし，座長が必要と認める場合は，非公開とすることができる。

（秘密保持義務）

第9条　懇談会の委員は，懇談会の活動で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条　懇談会の庶務は，総務部企画課において処理する。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この告示は，公示の日から施行する。

富里市男女共同参画社会づくり懇談会委員

氏　名		備　考
座　長	寒　郡　茂　樹	富里市商工会会長
座　長 職務代理者	渡　邉　　薫	富里市立浩養小学校長
委　員	加　藤　浩　史	富里市総務部長
委　員	小　出　正　史	千葉県男女共同参画地域推進員
委　員	澁　谷　直　樹	成田公共職業安定所雇用指導官
委　員	二　上　正　栄	公募委員
委　員	羽　鳥　葉　子	公募委員
委　員	平　野　　希	まちづくりコーディネーター
委　員	宮　本　和　子	民生委員・児童委員

用語解説

育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。労働者が申出を行うことによって育児休業（1歳に満たない子を養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得することを権利として認めている法律です。

育児休業法は平成21年度の改正で、父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月までの間に、それぞれ1年間育児休業を取得可能とする特例（パパ・ママ育休プラス）や、父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度の育児休業を理由がなくても取得することができる制度、配偶者が専業主婦（夫）であっても育児休業を取得することができる制度を盛り込み、父親の育児への参画を推進しています。介護休業法も平成21年の改正で、介護のための短期休暇制度「介護休暇」を創設し、仕事と介護の両立を支援しています。

ＬＧＢＴ

女性同性愛者を指すレズビアンの頭文字の「Ｌ」、男性同性愛者を指すゲイの頭文字の「Ｇ」、両性に惹かれる人を指すバイセクシャルの頭文字の「Ｂ」、生まれたときの性と一致しない場合のトランスジェンダーの頭文字の「Ｔ」を総称して、ＬＧＢＴと言います。

家族経営協定

家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

家族農業経営は良い点もありますが、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれることがあります。農業経営を経営主だけでなく、配偶者や後継者にとっても、魅力的でやり甲斐のあるものにするためには、家族みんなが主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境整備をするために、家族経営協定の仕組みが生まれました。

キャリア教育

一人一人の子どもたちの社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のことを言います。学校での学びと社会との関連性を教え、学習意欲を向上させるとともに、学習習慣や社会的・職業的経験を通じて、自らの役割の価値や、自分と役割の関係を見出していくことに繋げる教育です。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

市民活動

市内で行われる市民等による自主的な社会貢献活動で、公益の増進に寄与することを目的とする活動のことです。（富里市協働のまちづくり条例第２条第８号）

ジェンダー（社会的性別）

社会通念や慣習の中において、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー（社会的性別）と言います。ジェンダー自体に良いとか悪いとかの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成27年８月28日に国会で成立。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性

が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられました。

※常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあっては努力義務

人身取引（トラフィッキング）

暴力・脅迫・誘拐・詐欺などの強制的な手段により、弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制労働をさせて搾取することをいいます。

ストーカー行為

同一のものに対し「つきまとい等」を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定し、ストーカー規制法により規制されています。「ストーカー行為」の前段階の行為である「つきまとい等」について、警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととなっています。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置等の教示等の援助を行うことも規定されています。また、千葉県では、「迷惑防止条例」でストーカー行為が規制されています。

性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、または相手方の生活環境を害することです。雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間などさまざまな生活の場で起こる可能性があります。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年に制定された法律です。男女共同参画社会の形成に関して基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めています。

男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」といいます。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律です。

男女混合名簿

学校教育の現場において男女平等教育を推進するため、実践されている取り組みのひとつ。児童・生徒の名簿を男女別の順にするのではなく、男女を混ぜた50音順にするなど、性別に過度にとらわれないよう配慮された名簿のことです。

デートＤＶ

交際相手からの暴力をいいます。配偶者からの暴力であるＤＶに対して、婚姻関係にない男女間で起こる暴力や支配的な行動をデートＤＶと呼んでいます。

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者間・パートナー間の暴力をＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）と言います。結婚しているかどうかは問いません。身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など、あらゆる形の暴力があります。児童福祉法では、子どもの目の前で、家族に対して暴力を振るうことは児童虐待（心理的虐待）と定義されています。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成13年に制定された法律です。国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、配偶者暴力相談支援センターや被害者の保護や保護命令制度に関する事項を定めています。

パワハラ（パワーハラスメント）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を言います。

ファミリーサポートセンター

地域において育児の相互援助活動を行う会員組織のことです。急な残業や子どもの病気の際等、既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的な保育需要に対応するため、育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人が、それぞれ会員登録しています。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会における活動に参画するとき、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し活動に参画する機会を積極的に提供することです。

母性

母としての性質のこと。具体的には、女性の妊娠、出産及び育児の機能の顕在化に着目した概念で、倫理的意味の母性とは異なります。

メディア・リテラシー

様々な情報があふれる現代社会において、テレビや新聞雑誌、インターネットなどあらゆるメディアからもたらされる情報を主体的に読み解き、活用する能力、更にはメディアを使って表現する能力のことをいいます。

ユニバーサルデザイン

「全ての人のためのデザイン（構想・計画・設計）」。年齢、性別、身体、言語など、人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、はじめから、できるだけ全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをしていこうという考え方です。

ライフステージ

人間の一生を段階別に区分したものです。例えば、乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期といったように各段階で区分します。

労働基準法

労働基準法には、雇用における男女平等を進めるとともに、働く女性の権利と健康を守るための規定が設けられています。女性が女性であるというだけの理由で賃金差別を受けないこと、妊産婦等の保護のため就業を制限することなどが盛り込まれています。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭生活や地域活動などの仕事以外の活動とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすることです。企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれています。

富里市　総務部企画課

〒286-0292　千葉県富里市七栄652-1　　TEL　0476-93-1118　　FAX　0476-93-9954
E-mail　kikaku@city.tomisato.lg.jp
HP　http://www.city.tomisato.lg.jp